

國民の隱密に叛徒に與せる幫助計畫を防止せむことを努めたり。但し此等米國人の企畫せる幫助船の多かりしは西國の感情を害したること少からざりしなり。有名なるワージニアス號事件の如きの起れる抑も又故なきにあらず

ワージニアス號は米國々旗を掲揚し米國人の多數の冒險者を載せたるものなり。會ジャマイカ附近の英國の領海に於て西國艦船の爲に拿捕せられたり。於是英國軍艦は之を追躡し、直にサンシアゴに迫り、直に其船員を引渡すに非されは市街を砲撃すへきことを宣言せり。西國官憲止むなく之か引渡を了せり。是れワージニアス號事件とす。是より西國は益米國の行動に慊焉たり

此の如く一叛鎮りて他亂發するの趣にて、千八百九十年代に至り其の五年の大叛亂と爲る

一、千八百九十五年の叛亂の興れる由來球波人の謀叛に慣れたる特性に由れることなきにあらず。雖も、又直接の原因の之を發せしめたるもの數多あり

(い) 西國の壓制は叛亂を重ねるに従ひて益重きを加ふるに至れること

(ろ) 西國は本國の代議機關其他に於て球波を代表せしむることを認めざること

(は) 官吏の收斂日に益盛なること

(は) 球波人は球波地方官廳の重要な職に用ゐられざること

此等の數多の原因は千八百九十五年の強硬なる叛亂を惹起せり。叛徒は首領としてジョーセ、マルチを仰ぎ、其の本據地を紐育市に置き、同年二月二十四日獨立の宣言を布告せり

叛徒の起るや叛徒幫助の計畫は米國の四方に起れり。或は獨立軍に對し軍

器彈藥糧食を輸送するあり、甚しきは援兵を遣送せるあり、而して此等の幫助計畫の成功は即ち西班牙の苦痛なるに相違なく、殊に千八百九十七年十月のシルブー、ヒールス號の如き幫助の計畫全然成功したるを以て、西國の最も苦々敷感したる所とす此の如くにして、西國政府の感情は益激せるあり。マドリツド新聞紙は一に之を米國政府官吏の責に歸し攻難甚急なり。米國は其海軍卿をして叛徒幫助防壓の爲に實に二百萬弗を支出せることを示して、其の政府の正に盡すべきを盡せることを辯明せしむ。而かも西國の感情猶解けず

三、千八百九十五年の叛亂は前十數回のものに大に趣を異にする所あり。其の軍隊の如きも非常に強勇なる所あり、又土民は其の生産したる所を投して之を義軍に贈れり、是を以て軍資常に充實して西國の軍隊の多數なるも能く之を鎮壓するを得ず。翻て米國の態度を観るに亦頗る異常なる所あり。

即ち革命軍起りて一年にして米國元老院は獨立軍を承認すべきことを議決し、代議院又同轍に出つ、獨り大統領クリーヴランドの常に平和に眷々たる固く執て聞かざるあるのみ

然れども此の如きは即ち輿論の歸向する所を知るに足るを以て、西國政府は益叛徒に對し嚴重なる壓抑を加へ速に之を平くるの必要を感じ其の主義を定めて之か實行を爲さむとせり。而して其の實行を爲したるものは即ちウエ井ラー將軍なりとす

西國の軍隊は叛徒を平くることを得ずして、日に病の犯す所と爲り、又時々
の交戦に依り其數を減するもの頗る夥きに反し、叛軍は軍資充實して士氣
日に盛に兵數又日に加はれり。於是西軍は叛徒に糧食を絶つ
の必要を感じせり。而して之を絶つには革命軍に加はらざる良民を一處に集中して其の農
收を叛徒に與へしめざるに若くなしと爲し、都市の周圍に圈圓を畫し農民

を此内に移住せしめ、此圏の外部に於ては農耕することを得さらしむ、此の集壓せられたるものを被壓者コンセンストラと謂ふ。而して此の圓大にして目的を達するを得されは更に之を縮少して再集壓を加ふ、其壓せられたるものを再被壓者リコンセンストラと謂ふ。農民の集壓益密にして困難愈大に、都民皆饑に瀕して餓孚途に横はる之を是れウヱ井ラーの集壓主義と謂ふ

此主義の實行益急にして米國の人道を重するの輿論憤然として起り、速に此壓抑を解くに付強硬なる提議を致せり

四、此の如く歴史的に叛徒に對し米國人の同情ありたると同時に、又實利上米國は球波に接近して其の關係も頗る大なるものあり。蓋し西國より球波に到るには其の相距る三千海里にして、數日を要するに拘はらず、キーウエストよりハバナに到るには僅々百海里に足らすして數時を要するのみなり。是を以て米國か平和的に球波の統治を得むとするの計畫は屢企圖され

たりしなり。千八百四十八年大統領ポークは一千萬弗を支出して球波を買收せむとせしも成らず、其後同様の企畫を再三せしも遂に成らず。最後に實際的「シンヂケート」を起して之を買收せむとするの企ありたるも是又成らず

而して叛亂ある毎に米國の實利上の損害は莫大なるものありしを以て、利に敏なる米人は實に黙過するに忍ぶ能はざりしなり。即ち

(い)米國議會は千八百九十七年五月叛徒戰亂の爲に米國市民の球波に在るものか貧困に陥りたるを救濟せむか爲に五十萬弗を支出すへきことを決せり

(ろ)戰亂の爲米國の財産の破壊に至れるもの一千萬弗に上れり
(は)米國政府に於ては米國港灣を發して球波に向へる叛徒幫助船を防壓する爲太西洋及メキシコ灣に警察を嚴にするの必要を認め、其の支出經費頗

る多額に上れり

(に)球波の貿易關係は戰亂の爲非常なる打撃を受けたり、即ち球波に於ける砂糖の收穫は千八百九十五年に七千萬弗に上りしもの、千八百九十六年より七年に至る間に於ては千四百萬弗に降り、煙草の通常の收穫千五百萬弗に上りたるもの、減して三百萬弗と爲り、球波より米國へ輸出せるもの通常七千五百萬弗に上りしもの、千萬弗以下に降り、米國よりの輸出は變亂前三千萬弗たりしもの七百萬弗に降れるか如き是なり

五、此の如く米國市民にして球波に幽囚又は殺戮せられ、其財産は破毀せられ、其貿易は損壞せらるるものあるに當りて會平和の希望を以て球波に派せられたる米國軍艦メイン號は、千八百九十八年二月十五日俄然爆沈せり。此報に接して米國の激昂は一時に憤發せしも、大統領は非常の沈著を以て之を抑壓し、靜に之か原因の調査を調査委員に附したり

由來球波統治の問題は米國政治界の宿題たりしを以て、千八百九十七年大統領選舉に際しても此の問題を以て主張の首位に置きたる位なるか、米國は西國か球波の獨立を認めて、其の政治さへ治平に恢復するの見込立たは之か領有を欲したるには非ざりしなり。然るに西國は獨立を承認せざるのみならず不完全なる自治すら猶肯せずして、却て良民に對し益壓制を肆にするものあり。蓋し西國に於ける眞個愛國者は平和を希望せりと雖も其多くは球波に或る程度の自治を與ふるは兎も角も、之に全然獨立の位置を與ふるは延て國內叛徒の蜂起を惹き、遂にアルフォンソ朝の滅亡を招くに至るべきを信ずるもの多かりしなり。是を以て米國の輿論は米國は一に西國との交渉にのみ待たずして、政府か人道の爲、又米國の利益の爲、良民の救濟球波治平の方法を講ずる爲、狀況調査を爲すべきことを求むること愈切なり。於是米國はハバナ總領事に命じて事情を調査して報告を爲すべき

ここを命せり。

一方に於てメイン號爆發調査事件は進行して、其爆發は艦の脊骨の内部に向ひ曲れるを以て見るも外部よりせるもの明なるも、其何人の手に依りて爲されたるやを知るを得ざる點まで明にせらるるに至れり

然るに一方に於て西國は集壓主義を斷行せしウエ井ラー將軍に歸國を命せしも無告の良民の窮を濟ふには手を盡さざるのみならず、西國は巧に辭柄を設けて米國の乞を容れず、米國の義憤遂に大に發す

即ち四月に至りて元老院代議院共に速に戰を宣して事を決するに非ざれば、球波政治改良の爲にする西國政府との交渉は幾多を重ねるも到底無益なりこの決議を爲せり。西國政府又到底爲すへからざるを見て遂に平和を破るに至れるなり

二 媾和

モントロージュール及セルヴェラ兩提督の艦隊は破れ、サンシゴは降り、米軍はポトリコに進軍するに到るを見るに及で、西國は到底勝算なきを知り和を得むとすに急なり。則ち駐米佛國大使カムボンを通して米國政府に申入れ、以て媾和の條件を示さむことを求む、即ち七月二十二日の通牒是なり。大統領は其の内閣と協議の後回答すへきことを答へ、數日の後協議を経て佛國大使を通して西國政府に回答せり。七月三十日の回答是なり。西國政府八月七日附の公文を以て其の條件を諾し、遂に千八百九十八年八月十二日華盛頓の白家の内閣室に於て、米國國務卿デー氏と佛使カムボンの間に平和覺書に調印を了せり是に依りて平和談判の基礎定まる

三 談判

平和豫定覺書の定まる所に依り、米國は國務卿ウ井リアム、アール、デー以下五人を全權委員に命じたり。西國に於ては此の難局に處して有利なる條件を

以て條約を締結し得るの難きを見て委員たるを諾するもの少なく、上院議長セノア、モンテロ、井、リオスの委員長として命せられたる外、他四人は總て二流以下の人を以て充たり

平和豫定覺書には雙方の全權委員は十月一日までに巴里に會して談判を開始すべきことを定めたるを以て、豫定の如く巴里に著したるも、さて如何にして兩國の全權委員を相會せしめたるやに付ては佛國政府の巧妙なる周旋に歸せざるを得ず。當時外務大臣、テルカツセは就任猶日淺かりしも、巧妙に兩者を遇し外務省の午餐會に招請して、談笑の間先以て兩者感情上の融和を計ることに力めたり。談判の第一會合に於て、談判の順序は覺書に定められたる順序を以て進行するを可きとするの米國委員の發議に對し、西國委員は之に贊して第一會を了はれり

第二會に於て米國委員は覺書第一條第二條等に規定せる「西國は球波に於け

る凡ての主權を拋棄すへし」又は「西國はポルト、リコ……等を米國に割讓すへし」とありたるを確定語の「拋棄す」又は「割讓す」に改め、而してラドローン群島中一島の撰擇はグアム島を爲すことを提議し、而して他に割讓に關する手續に付き提議する所ありたり

第三會に於て西國委員は西國が球波に對する凡ての主權を拋棄することは其の規定の實質に於ては主權を拋棄するのみならず、拋棄して之を米國に移與し、米國は更に其の適當と信する時期に於て之を球波の人民に移すことを意味するものなり、果して然らば此の拋棄又は移與は此迄西國國王に屬したる各種の特權其他權力權利を包含するのみならず、西國政府又は球波に於ける西國代表者か平和條約調印の時迄適法に負擔したる各種の義務にして移與されたる主權を離るべからずして一體を爲すものをも包含すべきものなり、ポルト、リコの移讓亦同しと主張せり

此の西國委員の提議は談判中最も重要な問題たりしなり。何となれば所謂球波公債なるものは頗る多額に上ればなり。世に稱せる球波債なるものは球波の収入を擔保せざるものにして、多くは千八百六十八年の反亂後西國政府の起債したるものなり、千八百六十八年には僅に千八百萬弗なりしもの。千八百八十年即ち十年戦役の終了後僅に二年に至りては實に一億七千萬弗に上れり。又最後叛亂の起りたる千八百九十五年一月より千八百九十八年一月一日迄に新に債を起したるもののみにて、實に八億五千八百五十五萬ペセタス即ち一億七千一百萬弗に上れり。此の外に尙西國が觀て以て當然球波の負債に屬すべしと爲すものあり。領土を失ふて而して負債のみは擔ふ疲弊せる西國の爲是豈に容易の問題ならむや。宜なり、西國委員は其の全力を此の反對提議に致し、何處迄も主權は何人に歸するも、負債は島の主權に追隨すべきものなることを強硬に主張せるや、米國委員は之に對して如何なる點よりも米國は

球波債を負擔すべきものに非ざることを主張せり。即ち主張して曰く、「球波債は球波の地方的の債務に非ず、該公債は西國政府が自己の目的の爲に自己の代表者に依りて起債したるものにして、同島が負擔すべき理由なし、從て國家か他に合併せられ又は分割せられたる場合には當然其債務を承繼すべしこの先例は此の場合に適用するを得ず、蓋し該債の如きは球波人の協贊を経ることなくして却て武力に依りて球波人に負擔せしめたるものにして、球波人が獨立を希望するに至りたるも此の強制的賦課か一の原因を爲せるものなり」云、又曰く「西國は既に無條件にて球波の主權を拋棄することを承諾せり、是れ蓋し公債に關する主張は同時に全然拋棄したるものなり」云、斯の如く正反對の主張兩者共に頗る議論の根據ありたるを以て、議論容易に盡きず、以て第八回に至る。

第八回は十月二十四日に開會す。此日米國委員長は「西國委員等は米國又は球

波又は兩者か公債の負擔を爲すべきことを前定せざることを定むることなき
球波及ポートルコに關する條項を考量商議することを否認するものなるや否
や」を詰問せり。此の間に對し西國委員は回答の猶豫を乞ひ、十月二十六日に書
面を以て回答せり。曰く「債務負擔の前定を定むることなき條項を考量商議す
ることを拒絶するものにあらず、蓋し此の如き條項の最終の承認は全平和條
約の承認と相關聯するものなればなり」と。依て西國委員は更に條約の他の諸
點に一先つ進行し、即ち比律賓群島に關し商議せむことを米國委員に勧誘せ
り、是に於て會商は比律賓問題に移る。

米國委員は比律賓群島の狀態に關しては深く研究せるものあり。殊に千八百
八十年より千八百九十八年に至る間に於て十一年間同島に在りたるジョン、
フォーアマンの著書は同島に關する基本的參考書なるを以て、之に就き精細
なる調査を爲せり。

比島に關する提供は十月三十一日の第十一會米國委員より提出せられたり。
此提供には同群島全部の割讓を定め、之に加ふるに米國は西班牙か公共の事
業及同島の平和的發達に關し負ふたる現存公債を負擔すべきことを以てせり
之に對し西國委員は八月十二日の覺書は同全島の割讓の權を與ふるものにあ
らず。却て其の覺書調印後米國軍か同島マニラを占領したるは假へ其の調印
の報未だ到らざる時に在りたりと雖も、休戰規約上不法の占領なり、是を以て
平和條約にはマニラを速に西國の手に引渡し同時に米國軍か同地占領により
て取りたる凡ての基金公有財産及其の恢復前に米軍の取立たる諸税金は速に
辨償し且俘虜を留置したるに對し相當の賠償を支拂ふべきものなることを規
定すへしと主張せり

覺書第三條及西國政府より米國の最初の提示に對し八月七日付を以て回答せ
る書中比島に關する部分を擧ぐれば實に左の如し

〔覺書第三條〕 合衆國は比律賓群島の管轄處分及政治を定むべき媾和條約を締結するに至る迄の間マニラの市街及港灣を占領保持すへし

〔西國政府回答〕 フイリツピン諸島に關して提示せられたる條件は甚だ不明瞭なるに似たり。一方に於ては合衆國が媾和條約を締結するの間マニラの市街及び港灣を占領するの權利を有すと主張せらるるの根據は征服の爲に在らざることは疑ふべからず何となれば海上に於ては合衆國艦隊に依りて封鎖せられ陸上に於ては合衆國海軍の援助を以て土民に依りて攻圍せらるるに拘はらずマニラは尙其の防備を維持し西班牙國國旗は尙其の市街の上に翻へればなり。而して一方に於てはフイリツピン群島の全部は西班牙國の權力に屬し其の主權の下に服す此の故に西班牙國政府はマニラの一時の占領は擔保の爲にするものに外ならずと認む閣下はフイリツピン群島の管轄處分及び政治に付ては媾和條約に依りて決定すべしとせらる然れども合衆國政府の意思不明なるか故に西班牙國政府は第三の條件を受諾すると共にフイリツピン群島に對する西班牙國の主權は豫め之を拋棄するものに非らざることを宣言せざる可からず此等の領地の状態及び其の土民の文化の程度に依り望ましかる可き改革は別に商議委員の協商に任すべきものなり

皇太后陛下の政府は以上の宣言を附して第三の條件を受諾す

元來八月十二日の覺書第三條には管轄、處分、政治の語あり、而して覺書は英佛二語共に本書なるに佛語に於て *control* と謂へるは英語の *control* と稍異なる意義を有せり。即ち英語に於ては全權、管轄等の意味に解するを得れども佛語にては唯監督又は監視位の意義に過ぎず。而して西國委員は此點に關して此等の字句は直に讓與を意味するものにあらざること抗議せるなり要するに議論の要點は覺書第三條に比島の管轄、處分及政治を確定すへき媾和條約と謂へるの語は割讓を保障せるものなりや否やに歸するなり

折衝を重ねること數次、西國委員の辯難頗る力むる所ありしに拘はらず、大勢既に決して如何ともする能はず遂に管轄、處分、政治の語は又割讓を規するの意味ありしことを決するに至りて、米は更に二千萬弗を西に支拂ふことを約して此問題決を結ぶ

其の後數回未了の問題を議せしも、事多く米の提議通りに決して、遂に十二月

十日に至りて平和條約の調印を了するに至る。
 大統領マツキンレー氏は比群島に付てはマニラ市のみを獲れば足れりこの意見を抱持し、委員長デー氏は群島中最大なる呂宋島を得れば足れりこの意見を有したりしも全權委員の多數は全群島を獲へきことに決したり。是を以て條約調印後元老院は大に批准に躊躇したりしも、遂に翌年二月六日に至りて批准するに至れり

四 球波の處分

球波の獨立は條約に依りて確保せられたるを以て球波人は千九百年十一月五日會議を興して憲法を議す。翌年二月二十一日憲法の制定成る。即ち共和政治を施行すへきことを定む。

是より先合衆國立法府に於ては、球波に於て左掲諸條件を承認するに於ては、大統領は球波の政治を球波人民に渡すことを得るの委任權限を其の大統領に

與へたり

- 一、球波は他の外國と其獨立を危くするの條約を締結せざることを
- 二、歳入に依りて辨濟することを得ざるへき公債を起さざることを
- 三、合衆國政府に干涉の權利を認むることを
- 四、合衆國に其海軍軍港の使用を許すへきことを

千九百一年六月十二日此等の諸條件は悉く球波の承諾する所と爲る、翌年二月二十四日大統領及副統領の選舉終はり、同五月二十日に至りて米國政府は球波の統治を新政府に渡與す。此に至りて球波獨立の名實定まれり

(明治三十八年七月稿國家學會雜誌第十九卷第九號所載)

殖民論策終

明治四十三年六月十五日印刷
明治四十三年六月十八日發行

(正價金八拾五錢)

著者 江 木



發行者 田 中 增 藏

東京市本郷區龍岡町三十四番地

印刷者 今 井 甚 太 郎

東京市本郷區駒込千駄木林町百七十二番地

印刷所 杏 林 舍

東京市本郷區駒込千駄木林町百七十二番地



發行所

東京市本郷區龍岡町
(振替口座東京三〇五八番)

聚 精 堂

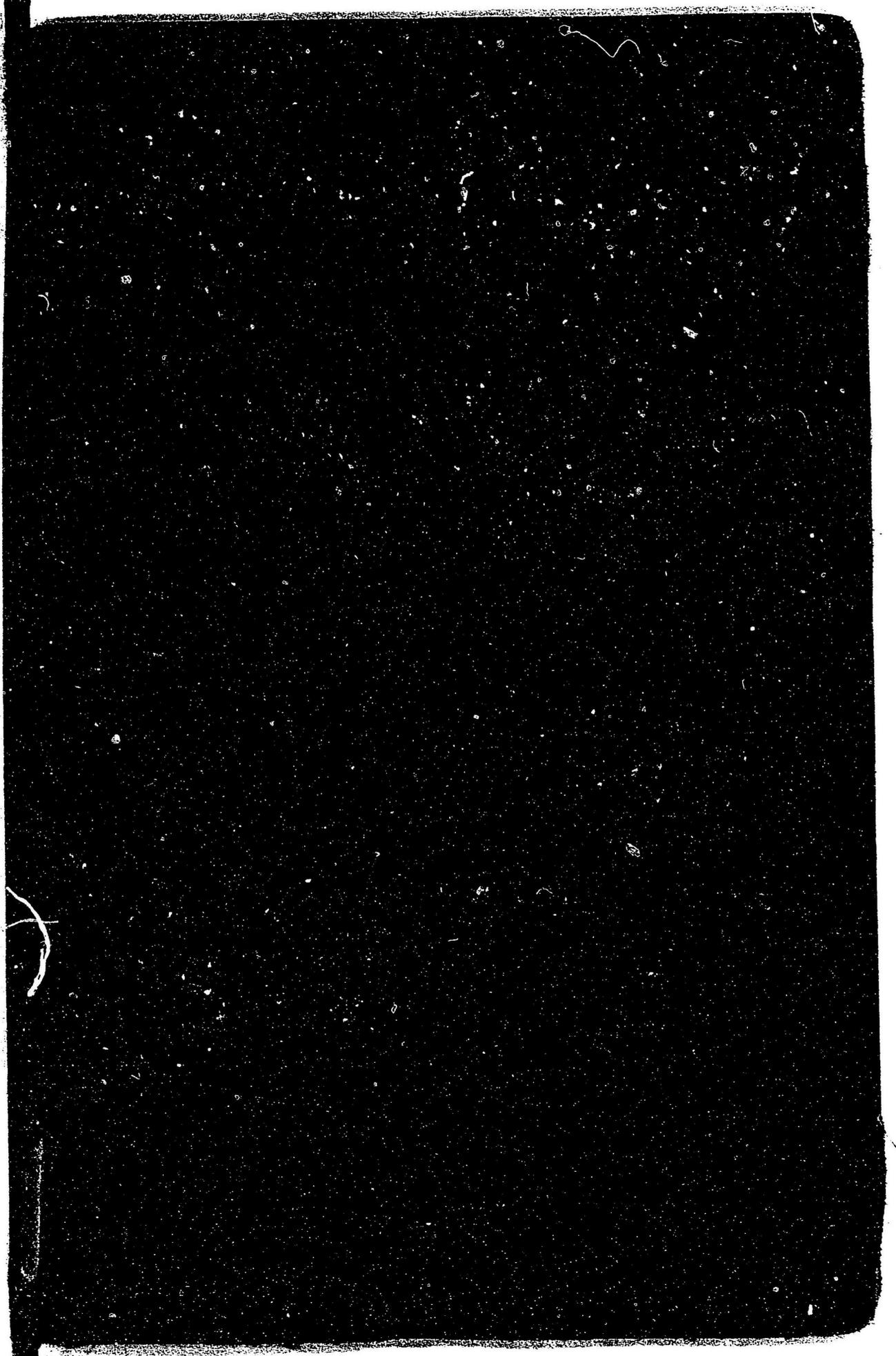
法制局參事官 柳田國男氏著

時代と農政

近刊豫告

根底ある經濟政策を行ふには一國の社會組織から研究して掛らねばならぬ又其社會組織の時代に伴ふ變遷を明かにせねばならぬ然るに實際の政治には目前主義の方策が少なくない西洋の學問を適用する程には日本の國情を考察して居らぬ殊に明治以前の經濟との比較研究などをするにすぐにあの人は學者だと云ふ實際家としては此評はつらいのである著者は京官ではあるがよく地方を旅行し又地方誌を見て居る此書は其年來の研究の一部である幸に年が若くて且つ將來に對して樂觀的期待を持つて居るから迂遠なる尙古派と目せらるゝ心配は無い議論は皆實際問題の解決を目的として居るから學者だと言はれる虞も無から

328
284



041461-000-6

328-284

殖民論策

江木 翼/著

M43.6

BDG-0063

